

建設業労働災害防止協会滋賀県支部

施工管理者等のための足場点検実務者研修【臨時】

ご 案 内

足場からの墜落防止措置等に関して労働安全衛生規則が改正され、平成21年6月1日から施工されています。改正の主旨は、墜落災害を防止するための対策の充実、足場の安全を確保することにあります。

この改正において、足場について作業開始前の点検・組立、変更、悪天候等後における点検が義務付けられており、点検実施者等については、労働安全衛生法第19条の2に基づく「足場作業主任者能力向上教育」修了者のほか特に作業開始前の点検については、現場の実態から施工管理者等で十分な知識、経験を有する者を指名して行わせなければならないこととなっております。

当支部におきましては、施工管理者等に対して、同規則の改正の主要部分である足場の点検、記録等を十分実施できる能力を付与するため、当研修を開催することにしております。

この機会に、是非該当者を積極的に受講いただきますようご案内申し上げます。

1. 講習日時

日 程	講 習 会 場
令和7年6月18日（水）12：50～17：10	滋賀県建設会館 大津市におの浜一丁目1-18

2. 受講要件又は対象者

- （1）建設工事の施工管理の実務に従事した経験のある者のうち、職長・安全衛生者教育又は統括安全衛生責任者教育を修了した者。
 - （2）店社の安全衛生部門もしくは工事部門で足場の設置計画書の審査又は工事現場の安全パトロール等の業務を担当している者。
- ※（2）については、事業主証明が必要です。

3. 募集定員 80名

4. 受講料（テキスト代含）

会員 9,570円（受講料 7,350円 + テキスト代 1,350円 + 消費税 870円）

非会員 10,120円（受講料 7,350円 + テキスト代 1,850円 + 消費税 920円）

5. 提出書類

- （1）申込書
所定の受講申込書に所要の事項を記入し、直近6ヶ月以内に撮影した正式な証明写真（上半身無帽）〔3.0cm×2.5cm〕1枚（スナップ写真、デジタルカメラ写真等は不可）を貼付してください。
- （2）本人確認書類
免許証等現住所が確認できるもの（健康保険証は本人確認書類として認められません。）
- （3）職長・安全衛生責任者教育もしくは統括安全衛生責任者教育修了証の写し
- （4）事業主証明〔申込書の所定欄にて証明してください〕

※店社の安全衛生部門もしくは工事部門で足場の設置計画書の審査又は工事現場の安全パトロール等の業務を担当している者であることについての証明

※(3)(4)については、どちらか一方のみご提出ください。

6. 受講申込

- (1) 講習初日の10日前までに所定の受講申込書に所要の事項を記入し、直近6ヶ月以内に撮影した正式な証明写真(上半身無帽)〔3.0cm×2.5cm〕1枚(スナップ写真、個人で撮影したデジカメ写真等は不可)を貼付し、本人確認書類(免許証等現住所の確認できるもの)写しを添えてお申し込み下さい。
- (2) 申込書への記入は、必ずボールペンをご使用下さい。フリクションボールペン・鉛筆・シャープペンシル等で記入しないで下さい。記入に訂正がある場合は、訂正箇所には二重線を引き、空欄に正しく記入してください。
- (3) 申込書の提出は、窓口までお持ちいただくか、郵送をお願いします。会員の方は、(一社)滋賀県建設業協会の各支部でも受付が可能です。
- (4) 受講料は、講習初日の10日前(営業日)までに窓口でお支払いいただくか、下記口座までお振込みください。

口座	滋賀銀行本店(普通) 755278
名義	建設業労働災害防止協会滋賀県支部

- (5) 申込受付は、講習初日の10日前(営業日)もしくは 定員 になり次第締め切ります。
- (6) 一旦提出した受講申込書及び受講料等については、返還いたしませんので予めご了承下さい。

7. 修了証の交付

- ・本研修を修了された方は、「施工管理者等のための足場点検実務者研修」の修了証を交付いたします。

8. 申込書の提出及びお問合せ先

建設業労働災害防止協会滋賀県支部

〒520-0801 大津市におの浜一丁目1番18号 滋賀県建設会館1階

電話 077-522-3232 Fax 077-522-7743

9. 遅刻等の取扱い及び注意事項について

- (1) 原則、遅刻は認めません。遅刻した場合は講習開始から20分まで入場を認めます。遅刻した場合は遅刻時間数分だけ補講を受講していただきます。
- (2) 講習開始後20分以上遅刻した場合は、受講を認めません。20分以上の遅刻による受講不可の場合及び欠席の場合は、受講料は返金いたしません。
- (3) 公共交通機関等の大幅な乱れや災害により受講が不可能になった場合は、受講料を返金いたします。
- (4) 受講者が定員を大幅に下回る場合は、中止する場合がございますのでご了承下さい。その際は受講料を返金いたします。

【参 考】

■CPDS・CPD 認定教育

当教育はCPDS(全国土木施工管理技士会連合会)・CPD(日本建築士会連合会及び建設業振興基金)の認定教育です。受講証明書の発行を希望される方は申込書にご記入下さい。

※CPDについては講習日の2週間前までに申込者がいなければ、プログラム認定の申請を行いません。